

○農林水産省令第 号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第十三条第四項、第二十五条第六項、第二十六条第六項、第二十八条第二項、第三十六条第一項、第三十六条の二第二項、第三十七条、第三十八条、第三十八条の二第一項、第四十条、第四十五条、第四十六条の五第一項、第四十六条の十九第一項、第四十六条の二十第二項、第五十一条第三項、第四項、第五項、第六項及び第八項、第五十四条、第六十二条第一項並びに家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第二項及び第九条の二第一項の規定に基づき、並びに家畜伝染病予防法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(特定家畜伝染病)

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十六の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮膚症、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビス	(略)

改正前

(特定家畜伝染病)

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮膚症、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性	(略)

ナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリングア二症、ノゼマ症	
(略)	(略)

2 (略)

(患畜等の発生の通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二條各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三 (略)

2・3 (略)

(輸入の禁止)

第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリングア二症、ノゼマ症	
(略)	(略)

2 (略)

(患畜等の発生の通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二條各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三 (略)

2・3 (略)

(輸入の禁止)

第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考（対象とする 伝染性疾病）
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	(略)	(略)
豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちよう、その他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第	(略)	(略)

物	地域	備考（対象とする 伝染性疾病）
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	(略)	(略)
豚及びいのししに係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちよう、その他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第	(略)	(略)

一 項 第 一 号		
イ 及 び ハ に 掲 げ る 物		
法 第 三 十 六 条 第 一 項 第 一 号 ロ に 掲 げ る 物	(略)	(略)

(飼料用以外の用途に供する穀物のわら)

第四十三条の二 法第三十六条第一項第一号ロ及び第三十七条第一項第二号の飼料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものである。

第四十四条 (略)

2 (略)

(削る。)

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」

第 一 項 第 一 号 及 び 第 三 号 に 掲 げ る 物		
法 第 三 十 七 条 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 物	(略)	(略)

(新設)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該禁止品に添付して、又は当該禁止品とともに、発送させなければならない。

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」

という。)

ハ 犬

ニ うさぎ

ホ 蜜蜂

二 (略)

三 第一号の動物の骨、歯牙、肉、脂肪、血液、体液、皮、毛、羽、角、くちばし、蹄、爪、腱、臓器及び細胞

四、六 (略)

七 第一号から第五号までの物を原料とする加工品

八 第四十三条の表法第三十六条第一項ロに掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら(飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。)及び飼料用の乾草(削る。)

(削る。)

(輸入のための検査証明書の添付の除外)

第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

という。)(これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ハ 犬(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ニ うさぎ(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ホ 蜜蜂(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

二 (略)

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四、六 (略)

(新設)

七 第四十三条の表法第三十七条第一項第二号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら(飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。)及び飼料用の乾草

八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物

(飼料用以外の用途に供する穀物のわら)

第四十五条の二 法第三十七条第一項第二号の飼料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものとする。

(輸入のための検査証明書の添付の除外)

第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその写し（以下「検査証明書等」という。）の添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合
- 二 指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき検査証明書等に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合
- 三 試験研究又は実験室内若しくは検査室内で検査の用に供するためのものであつて、次に掲げるものを輸入する場合
  - イ 指示血清
  - ロ 第四十五条第一項第一号の動物の肉又は臓器由来の抽出物
  - ハ 第四十五条第一項第一号の動物の細胞
  - ニ 腐敗や変質を防ぐための薬剤が添加された血液
- 四 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定するものを除く。）を輸入する場合

2 (略)

(輸入の場所)

第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの	(略)

- 一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合
- 二 指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合
- 三 試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合
- 四 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定する血清を除く。）を輸入する場合

2 (略)

(輸入の場所)

第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの	(略)

を除く。)並びに第四十五条第二号の物(殻付きのものに限る。)	(略)
品及びこれを原料とする加工品	(略)
第四十五条第二号の物(殻付きのものを除く。)、同条第三号の肉、脂肪、血液、体液、腱及び臓器、細胞並びにこれらを原料とする加工品並びに同条第六号の物	(略)
第四十五条第三号の皮、毛、羽、角、くちばし、蹄及び爪並びにこれらを原料とする加工品並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄、角粉及び臓器粉並びにこれらを原料とする加工品	(略)
第四十五条第三号の骨、歯及び同条第五号の骨粉(ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通す生骨粉を除く。)並びにこれらを原料とする加工品	(略)
ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通す生骨粉及びこれを原料とする加工品	(略)
第四十五条第四号の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び	(略)

を除く。)及び第四十五条第二号の物(殻付きのものに限る。)	(略)
品及びこれを原料とする加工品	(略)
第四十五条第二号の物(殻付きのものを除く。)、同条第三号の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びに同条第六号の物	(略)
第四十五条第三号の皮、毛、羽、角及び蹄並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄、角粉及び臓器粉	(略)
第四十五条第三号の骨及び同条第五号の骨粉(ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通す生骨粉を除く。)	(略)
ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通す生骨粉	(略)
第四十五条第四号の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び	(略)

尿並びにこれらを原料とする加工品	
第四十五条第四号の乳等及びこれを原料とする加工品	(略)
第四十五条第八号の物	(略)
(削る。)	(削る。)
(略)	(略)

(動物の輸入に関する届出)

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 犬、うさぎ及び蜜蜂

第四十七条の三 法第三十八条の二第一項の規定による届出は、前条第一号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸す

尿	
第四十五条第四号の乳等	(略)
第四十五条第七号の物	(略)
第四十五条第八号の物	京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
(略)	(略)

(動物の輸入に関する届出)

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 犬

第四十七条の三 法第三十八条の二第一項の規定による届出は、前条第一号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸す

ることとなつてゐる日の百二十日前から九十日前までの間に、前条第二号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の七十日前から四十日前までの間に、別記様式第二十一号の三による書面により、前条第三号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十日前までの間に、うさぎ及び蜜蜂にあつては別記様式第二十一号の三による書面により、犬にあつては別記様式第二十一号の四による書面によりしななければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行ふものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	(略)
五 前各号以外の動物	一日 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           輸出の場合は十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める期間         </div>

2 (略)

3 輸入の場合における第一項の係留期間は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において検査証明書等が添付されていないと

ることとなつてゐる日の百二十日前から九十日前までの間に、前条第二号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の七十日前から四十日前までの間に、別記様式第二十一号の三による書面により、前条第三号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十日前までの間に、別記様式第二十一号の四による書面によりしななければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行ふものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	(略)
五 前各号以外の動物	一日

2 (略)

3 輸入の場合における第一項の係留期間は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において同条第一項の検査証明書又はその写

きは、第一項の表第一号の動物にあつては三十日まで、同表第二号及び第三号の動物にあつては二十日まで、同表第五号の動物にあつては十日までこれを延長し、家畜防疫官が輸出国の防疫状況により適当と認めたときは、同表第一号の動物にあつては七日まで、同表第二号の動物にあつては五日まで、同表第一号から第三号までの動物を家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従つて輸送して当該と畜場で殺すときは、これらの動物にあつては五日までそれぞれこれを短縮することができる。

4 5 6 (略)

(輸出検査の申請)

第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者にあつては輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）、犬及びうさぎを輸出しようとする者にあつては輸出の十四日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）にそれぞれ動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

(輸出品の指定)

第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

一 第四十五条第一号から第七号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定

しに添付されていないときは、第一項の表第一号の動物にあつては三十日まで、同表第二号及び第三号の動物にあつては二十日まで、同表第五号の動物にあつては十日までこれを延長し、家畜防疫官が輸出国の防疫状況により適当と認めたときは、同表第一号の動物にあつては七日まで、同表第二号の動物にあつては五日まで、同表第一号から第三号までの動物を家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従つて輸送して当該と畜場で殺すときは、これらの動物にあつては五日までそれぞれこれを短縮することができる。

4 5 6 (略)

(輸出検査の申請)

第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）に動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

(輸出品の指定)

第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

一 第四十五条第一号から第六号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定

める病原体は、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

十 インフルエンザウイルス A・インフルエンザ Aウイルス (次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。) に限る。) (別名高病原性鳥インフルエンザウイルス)

イ 六 (略)

十一 インフルエンザウイルス A・インフルエンザ Aウイルス (血清亜型が H五又は H七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの (前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。) に限る。) (別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)

イ 八 (略)

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第二項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 カプリポックスウイルス・ランピースキンゲイジーズウイルス (別名ランピースキン病ウイルス)

五 十六 (略)

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)

第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第二項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号、第七

める病原体は、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

十 インフルエンザウイルス A・インフルエンザ Aウイルス (次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。) に限る。) (別名高病原性鳥インフルエンザウイルス)

イ 六 (略)

十一 インフルエンザウイルス A・インフルエンザ Aウイルス (血清亜型が H五又は H七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの (前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。) に限る。) (別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)

イ 八 (略)

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第二項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

四 十五 (略)

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)

第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第二項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六

号、第九号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) (3) (略)

五・六 (略)

2 (略)

(適用除外とならない病原体)

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 (三) (略)

四 第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

(指定の方法)

第五十七条の三 法第五十一条第四項の規定による指定は、次に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

一 法第五十一条第四項の規定による指定をする旨

二 監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある物及びその数量

三 その他必要と認める事項

(廃棄の基準)

第五十七条の四 法第五十一条第五項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 廃棄する物品は、焼却すること。

二 焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三 焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) (3) (略)

五・六 (略)

2 (略)

(適用除外とならない病原体)

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 (三) (略)

四 第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

(新設)

(新設)

<p>四 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。</p> <p>(廃棄の処分を受けた者の氏名等の公表)</p> <p>第五十七条の五 法第五十一条第六項の規定による公表は、次に掲げる事項について、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>一 廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 廃棄の処分を受けた物及び数量</p> <p>三 廃棄の処分を受けた物の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列がされていた期間</p> <p>四 その他必要と認める事項</p> <p>(証明書)</p> <p>第五十七条の六 法第五十一条第八項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(証明書)</p> <p>第五十七条の二 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。</p>
--	---

別記様式第二十号中「、職業」を削る。

別記様式第二十一号注意中1を削り、同様式注意2中「この証明書とともに」を削り、同様式注意中2を1とし、同様式中注意3を2とし、同様式中「1. In shipping the above animals or articles, this certificate should accompany each in the case of animals, and each package in the case of any other commodities.」を削り、「2. The shipper should address the above commodities to the Animal Quarantine Service (or Branch or Subbranch thereof) indicated on the back of this

certificate along with this certificate.] を 「1. The shipper should address the above commodities to the Animal Quarantine Service (or Branch or Subbranch thereof) indicated on the back of this certificate.] に改め、 「3. The consignee should receive the above commodities after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service.] を 「2. The consignee should receive the above commodities after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service.] に改める。

別記様式第二十一号の二中 「職業」 を削る。

別記様式第二十九号一及び二の(1)を次のように改める。

# 輸出検査申請書

申請者住所氏名 [法人の場合には、その名称  
及び代表者の住所氏名]

年 月 日

動物検疫所長殿

下記のとおり輸出したいので、検査を申請いたします。

種	類
頭	数
区	性
	年
	令
	別
分	用
	途
生	地
	別
経	歴
仕	入
入	地
地	及
び	仕
入	年
月	日
日	
備	考

仕向地  
荷受人住所氏名  
荷送人住所氏名  
とう載船舶(航空機)名  
及びとう載予定年月日  
検査希望年月日

注意 1 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬であつて、家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 輸出検査申請書

申請者住所氏名 } 法人の場合には、その名称  
及び代表者の住所氏名

年 月 日

動物検疫所長殿

下記の通り輸出したいので、検査を申請いたします。

種	類								
重	量	(	箇	数	)				
こ	う	り	数						
商	標								
容	器	包	装	の	種	類			
仕	入	地	及	び	仕	入	年	月	日
備	考								

仕向地  
荷受人住所氏名  
荷送人住所氏名  
とう載船舶(航空機)名  
及びとう載予定年月日  
検査希望年月日

- 注意 1 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であつて、供与畜について家畜登録がなされてるものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

日本国農林水産省  
輸出検疫証明書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate No. \_\_\_\_\_

申請者住所

Address of applicant \_\_\_\_\_

発行年月日

Date of issue \_\_\_\_\_

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

Name (In case of juridical person, state its title and name of representative) \_\_\_\_\_

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

動物の種類及び品種 Species of animal	
頭数 Total head of animal	
区分	性別 Sex
	年齢 Age
	用途 Use
生産地 Country of Origin	
仕向地 Destination	
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
けい留期間 Quarantine period	
検査方法及び結果 Method & result of inspection	
備考 Remarks	



農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
(Signature)

浮出しとすること。

別記様式第三十号中一及び二を次のように改める。

日本国農林水産省  
輸出検疫証明書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate No. \_\_\_\_\_

申請者住所  
Address of applicant \_\_\_\_\_

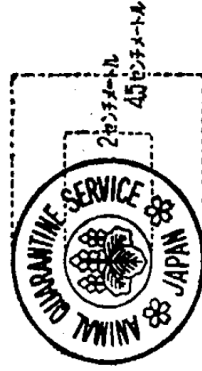
発行年月日  
Date of issue \_\_\_\_\_

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
Name (In case of juridical person, state its title and  
name of representative) \_\_\_\_\_

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体を拡散する  
おそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of  
disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the  
inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, No. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
仕向地 Destination	
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶（航空機）名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	



農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
(Signature)

浮出しとすること。

注意 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四十八号を次のように改める。

様式第四十八号（第五十七条の二関係）

厚紙白紙  
縦54ミリメートル  
横86ミリメートル

裏

家畜伝染病予防法（抄）  
第五十一条（略）  
256（略）

7 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

8 農林水産省の職員（家畜防疫官を除く。）は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

9 第一項、第二項及び第七項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

交付番号 第 号  
交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、質問又は集取をする職員の身分証明書

写真

官 職  
氏 名  
生 年 月 日

別記様式第四十九号一を次のように改める。

<p>家畜防疫官証票</p>	<p>第四十一条 家畜伝染病予防法(抄) 空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。</p> <p>第五十一条(略)</p> <p>2 家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他場所に立ち入りつて第三十六条第一号イからハまでに掲げる要な帳簿書類その他必要物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を採取することができる。</p> <p>43 (略)</p> <p>4 第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物に監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後に、なげに監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として集取された家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物(次項において「集取された物」という。)販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をすることをしない。</p> <p>5 家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物(集取された汚染している物)以上この項において同じ。)が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定めるところに基づき、当該検査した物を廃棄することができる。</p> <p>79 (略)</p>
----------------	---

(裏面)

<p>交付番号 第 号</p> <p>交付 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">写 真</div> <p style="text-align: center;">家畜防疫官証票</p> <p style="text-align: right;">氏 官 生 年 月 日 職</p>	<p>第八条 犬等の輸出入検査規則(抄) 2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検査のため必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内(搭載航空機内を含む。次項において同じ。)で検査を行うことができる。船舶又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。</p> <p>第六条 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(抄) 家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定により、輸入される指定動物又は輸入されるその他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。</p>
--	--

別表第四ウイルス（エンベロープを有するもの）の項中「リフトブレ―熱」の下に「ランピ―スキ―病」を加える。

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第二条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(検査に係る疾患の種類)</p> <p>第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伝染性疾患</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、牛カンピロバクター症、トリコモナス症、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(診断に係る疾患の種類)</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとたいから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p>	<p>(検査に係る疾患の種類)</p> <p>第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伝染性疾患</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、<del>ランピ</del>リスキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス症、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(診断に係る疾患の種類)</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとたいから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、<del>ランピ</del>リスキン病、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p>

(犬等の輸出入検疫規則の一部改正)

第三条 犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。



(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部改正)

第四条 病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十二号）の

一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。



(ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則の廃止)

第五条 ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則(令和七年農林水産省令第三十三号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和 年 月 日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中規則第五十六条の三、第五十六条の二十七、第五十六条の三十二及び第五十六条の三十五の

改正規定 令和八年十月一日

二 第一条中規則第四十五条の改正規定(「骨」の下に「、歯牙」を加える部分に限る。)、第四十七条の改正規定(「骨」の下に「、歯牙」を加える部分に限る。)並びに第四十七条の二及び第四十七条の

三の改正規定 令和九年一月一日

(様式に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(動物の輸入に関する届出に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第四十七条の二第三号に掲げる動物を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

2 新規則第四十七条の二第三号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が令和九年二月九日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなっているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、うさぎ及び蜜蜂にあつては新規則別記様式第二十一号の三による書

面により、犬にあつては新規則別記様式第二十一号の四による書面によりしなければならない。

(届出伝染病等病原体の届出に関する準備行為)

第四条 新規則第五十六条の三の規定により指定された届出伝染病等病原体を所持する者は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前においても、法第四十六条の十九の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、第一号施行日以後は、法第四十六条の十九条の規定による届出とみなす。

(家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和七年農林水産省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

本則のうち、規則第四十三条及び第四十五条の改正規定を次のように改める。

改正後

(輸入の禁止)  
 第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考 (対象とする伝染性 疾病)
(略)	(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、エミユ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トウーラ州及びブリヤンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼ	高病原性鳥インフルエンザ

改正前

(輸入の禁止)  
 第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考 (対象とする伝染性 疾病)
(略)	(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トウーラ州及びブリヤンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼ	高病原性鳥インフルエンザ

	ンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	
(略)	(略)	(略)

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ (略)

ロ 鶏、うずら、きじ、エミユール、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）

ハクホ (略)

二 鶏、うずら、きじ、エミユール、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

	ンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	
(略)	(略)	(略)

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ (略)

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）

ハクホ (略)

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵